

一宮市教育委員会 障害者活躍推進計画

この計画は、障害者の雇用の促進等に関する法律(令和2年4月1日一部改正)第7条の3第1項の規定に基づき、障害者である職員の職業生活における活躍の推進に関する取り組みについて定めるものです。

機関名	一宮市教育委員会
任命権者	一宮市教育委員会
計画期間	令和2年4月1日～令和7年3月31日（5年間）
一宮市教育委員会における障害者雇用に関する課題	一宮市教育委員会においては、令和元年6月1日時点では法定雇用障害者数においては満たしているものの、実雇用率2.13%となっており、法定雇用率2.5%は未達成となっている。市で実施する職員採用試験により募集・採用を行っているが、計画期間の終期までに法定雇用率の達成を目指すとともに、採用した障害者の活躍のためには、「取組内容」に記載した各種取組を確実に実行することが求められる。
目標	
①採用に関する目標	【実雇用率】（各年6月1日時点） （各年度）当該年6月1日時点の法定雇用率以上 （参考）令和元年6月1日時点の実雇用率 2.13% （評価方法）毎年の任免状況通報により把握・進捗管理。
②定着に関する目標	不本意な離職者を極力生じさせない （評価方法）毎年の任免状況通報のタイミングで、人事記録を元に、前年度採用者の定着状況を把握・進捗管理。
取組内容	
1. 障害者の活躍を推進する体制整備	○障害者雇用推進者として総務課長を障害者職業生活相談員に総務課学校事務グループ課長補佐をそれぞれ選任する。 ○障害者職業生活相談員に選任された者（選任予定の者を含む。）について、愛知労働局が開催する障害者職業生活相談員資格認定講習を受講させる。
2. 障害者の活躍の基本となる職務の選定・創出	○身体障害等により従来の業務遂行が困難となった障害者から相談があった場合は、障害者との話し合いのもとその意向を尊重し、負担なく遂行できる職務の選定及び創出について検討する。

<p>3. 障害者の活躍を推進するための環境整備・人事管理</p>	<p>○市での募集・採用に当たっては、以下の取扱いを行わないことに合意する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・特定の障害を排除し、又は特定の障害に限定する。 ・自力で通勤できることといった条件を設定する。 ・介助者なしで業務遂行が可能といった条件を設定する。 ・「就労支援機関に所属・登録しており、雇用期間中支援が受けられること」といった条件を設定する。 ・特定の就労支援機関からのみの受入を実施する。 <p>○障害者雇用に関する講習受講者が、講習で得た知識を職場内で共有することで、障害者が属するグループの職員をはじめ職場全体の障害者に対する理解を深める。</p>
<p>4. その他</p>	<p>○国等による障害者就労施設等からの物品等の調達等の推進等に関する法律に基づく障害者就労施設等への発注等を通じて、障害者の活躍の場の拡大を推進する。</p>